

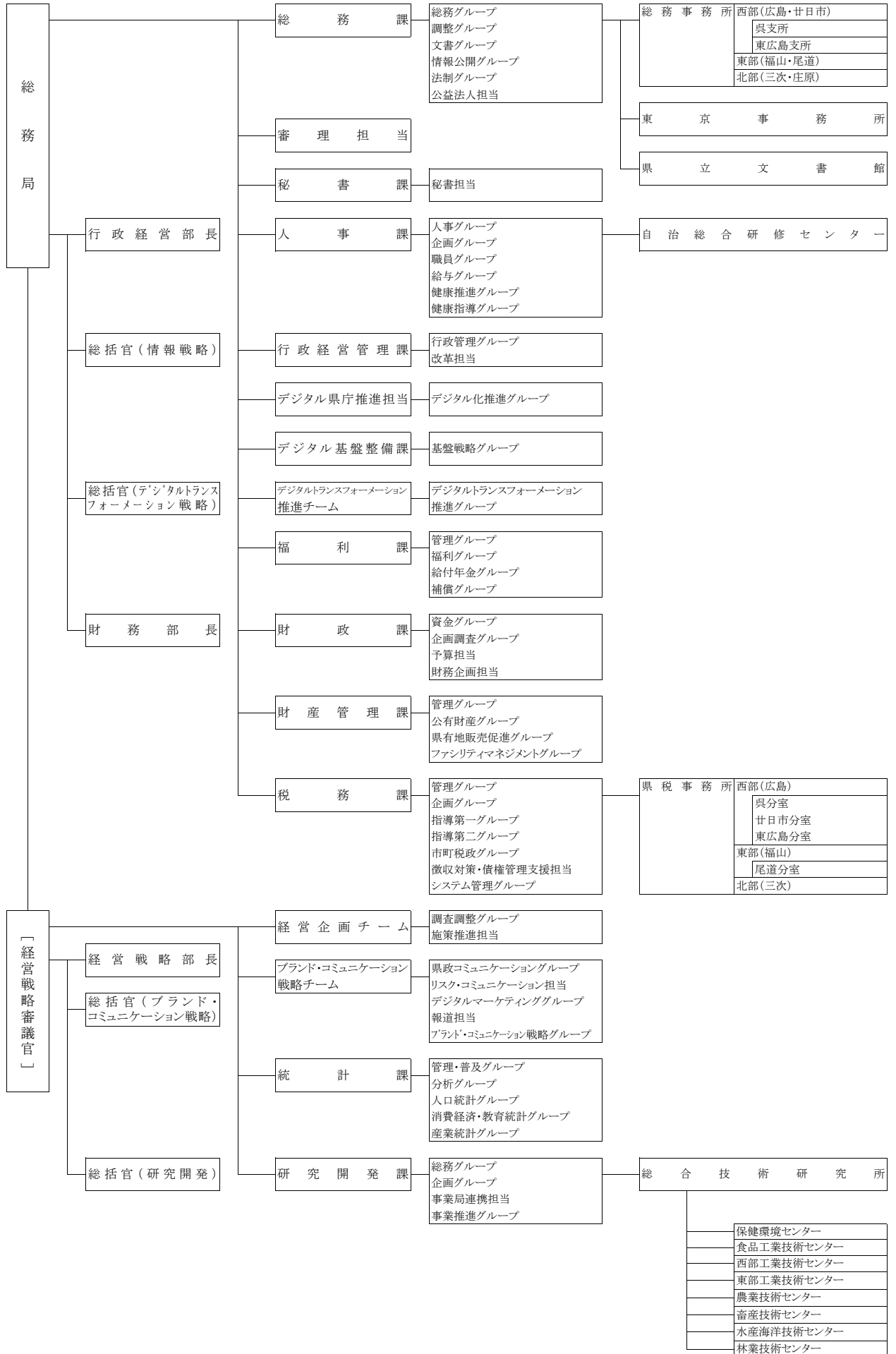
議会説明員について（総務局・局外）

区 分	職 名	氏 名	備考
総 務 局	総務局長	坂 井 浩 明	
	行政経営部長	前 田 浩 司	
	総括官（情報戦略）	桑 原 義 幸	
	総括官（デジタルトランスフォーメーション戦略）	向 井 ちほみ	
	財務部長	池 田 克 輝	
	総務課長	八 剣 学	
	総務課政策監（法務担当）	石 津 文 康	
	総務課文書・情報公開担当監	本 博 之	
	秘書課長	米 田 一 裕	
	人事課長	木 村 修	
	人事課職員健康担当監	白 井 和 之	
	行政経営管理課長	永 井 匠	
	デジタル県庁推進担当課長	山 田 正 彦	
	デジタル基盤整備課長	坂 本 信 義	
	デジタルトランスフォーメーション推進チーム政策監	瀬 戸 澄 江	
	福利課長	志 田 安 伸	
	財政課長	足 立 太 輝	
	財産管理課長	武 田 将 孝	
	財産管理課県有資産活用担当監	長 延 亮 作	
	税務課長	星 野 皓 二	
税務課税務システム担当監	野 坂 忠 洋		
[経営戦略審議官]	経営戦略審議官	松 井 浩 美	
	経営戦略部長	杉 山 亮 一	
	総括官（ブランド・コミュニケーション戦略）	信 永 博 樹	
	総括官（研究開発）（兼）研究開発課長	今 井 洋	
	経営企画チーム政策監（経営改革担当）	山 崎 真 紀	
	経営企画チーム政策監（地方創生担当）	近 藤 活 弘	
	経営企画チーム政策監（戦略推進担当）	山 本 栄 典	
	経営企画チーム政策監（地方分権担当）	西 邊 初 江	
	経営企画チーム政策監（被服支廠担当）	三 島 史 雄	
	経営企画チーム政策監（企画調査担当）	出 原 充 浩	
	ブランド・コミュニケーション戦略チーム政策監	田 口 新 也	
	ブランド・コミュニケーション戦略チームブランド・コミュニケーション戦略担当監	吉 野 英 城	
	統計課長	岡 田 和 彦	
	統計課統計調査担当監	吉 井 洋	
	研究開発課研究推進担当監（兼）県立総合技術研究所企画部長	梁 井 秀 樹	

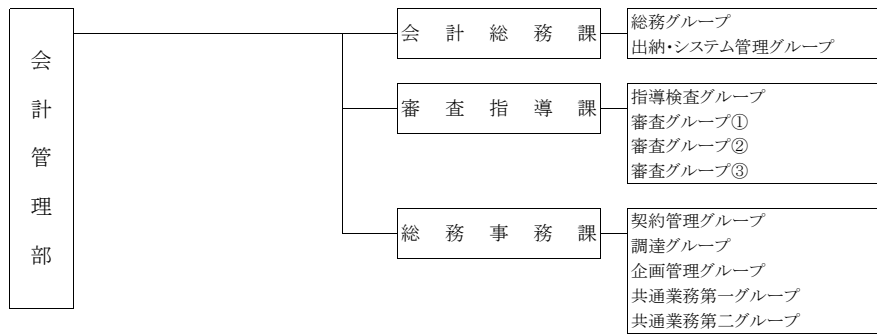
区 分	職 名	氏 名	備考
会 計 管 理 部	会計管理者（兼）会計管理部長	城 田 俊 彦	
	会計総務課長	今 川 逸 子	
	審査指導課長	柴 田 叔 恵	
	総務事務課長	吉 牟 田 修	
	総務事務課共通業務担当監	岡 美 智 子	
人 事 委 員 会 事 務 局	人事委員会事務局長	三 田 利 江 子	
	合同総務課長	道 下 三 保	
	公務員課長	井 下 岳 司	
監 査 委 員 事 務 局	監査委員事務局長	出 原 寿 之	
	監査統括監	廣 瀬 文 典	
	監査管理監	財 満 芳 洋	

(参考1) 行政機構図(令和3年4月1日現在)

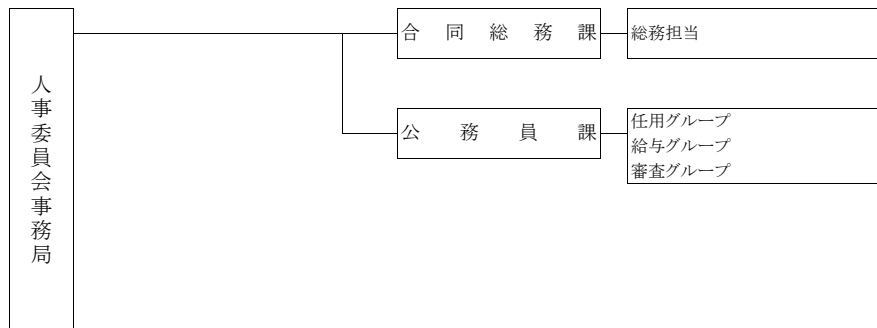
総務局



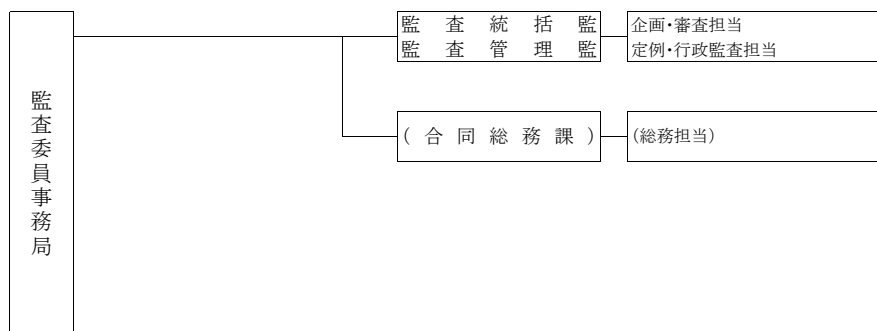
会計管理部



人事委員会事務局



監査委員事務局



(参考2) 分掌事務 (令和3年4月1日現在)

総務局

【総務課】

- (1) 総務局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 総務局内の連絡調整に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 文書事務の総括に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (6) 重要文書の審査に関すること。
- (7) 条例、規則、訓令等の公布に関すること。
- (8) 広島県報の発行及び官報報告に関すること。
- (9) 広島県法規集に関すること。
- (10) 広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)に関すること。
- (11) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に関すること。
- (12) 広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)に関すること。
- (13) 行政情報コーナーの運営に関すること。
- (14) 当直に関すること。
- (15) 来庁者の案内に関すること。
- (16) 庁内の取締りに関すること。
- (17) 県法規の審査及び法務相談その他の法務の管理に関すること。
- (18) 公益法人等の指導監督に関すること。
- (19) 総務事務所における非常勤の職員の任免に係る事務の集中処理に関すること。(総務事務課の所掌に属するものを除く。)
- (20) 庁用自動車の管理及び事故処理の総合調整に関すること。
- (21) 行政書士法(昭和26年法律第4号)に関すること。
- (22) 行政手続法(平成5年法律第88号)に関すること。
- (23) 広島県行政手続条例(平成7年広島県条例第1号)に関すること。
- (24) 行政不服審査法施行条例(平成28年広島県条例第2号)に関すること。
- (25) 総務事務所に関すること。(他局及び総務局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (26) 広島県東京事務所に関すること。
- (27) 広島県立文書館に関すること。
- (28) 広島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (29) 広島県個人情報保護審議会に関すること。
- (30) 広島県公益認定等審議会に関すること。
- (31) 広島県行政不服審査会に関すること。
- (32) 一般行政事務の連絡調整及び他の局課の所掌に属しないこと。

【審理担当】

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審理員の権限に関すること。

【秘書課】

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 行幸、行啓等に関すること。
- (3) 職員を除く叙勲、褒賞及び表彰に関すること。
- (4) 儀式に関すること。

【人事課】

- (1) 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関すること。
- (3) 職員の服務に関すること。
- (4) 職員の安全及び衛生の管理に関すること。
- (5) 職員の叙勲、褒賞及び表彰に関すること。
- (6) 職員の研修及び人事評価に関すること。
- (7) その他職員の身分取扱いに関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 委員会、審議会、協議会等の委員又は役職員の任免に関すること。
- (10) 広島県人事委員会との連絡に関すること。
- (11) 地方職員共済組合広島県支部診療所に関すること。
- (12) 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- (13) 広島県自治総合研修センターに関すること。
- (14) 広島県特別職報酬等審議会に関すること。
- (15) 広島県職員委員会に関すること。
- (16) 職員管理審議会に関すること。

【行政経営管理課】

- (1) 定員管理並びに事務の配分及び委任に関すること。
- (2) 行政運営の総合調整に関すること。
- (3) 業務プロセスの再構築に関すること。(デジタル県庁推進担当課長の所掌に属するものを除く。)
- (4) 内部統制制度に関すること。
- (5) 県庁働き方改革の推進に関すること。
- (6) 広島県指定管理者選定委員会に関すること。

【デジタル県庁推進担当】

- (1) 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 行政事務のデジタル化の推進に関すること。
- (3) 行政手続のオンライン化の推進に関すること。

- (4) デジタル技術を活用した業務プロセスの再構築に関する事。
- (5) 地域情報化施策の推進に関する事。
- (6) 電子自治体の推進に関する事。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 市町情報化の支援に関する事。

【デジタル基盤整備課】

- (1) 情報化施策に関する技術的事項に関する事。
- (2) 情報セキュリティ対策に関する事。
- (3) 社会保障・税番号制度に関する事。
- (4) 情報システムの評価及び改善に関する事。
- (5) 行政ネットワークに関する事。
- (6) 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関する事。

【デジタルトランスフォーメーション推進チーム】

- (1) デジタルトランスフォーメーションに関する基本的事項の企画及び総合調整並びにデジタルトランスフォーメーション施策の推進に関する事。

【福 利 課】

- (1) 職員の福利に関する事。
- (2) 公務災害補償等に関する事。
- (3) 恩給及び退隠料に関する事。
- (4) 地方職員共済組合広島県支部に関する事。
- (5) 地方公務員災害補償基金広島県支部に関する事。
- (6) 県の互助会に関する事。
- (7) 公務災害補償等認定委員会に関する事。
- (8) 公務災害補償等審査会に関する事。

【財 政 課】

- (1) 予算の編成及び経理に関する事。
- (2) その他県の財政経理に関する事。
- (3) 議案の提出等広島県議会本会議に関する事。
- (4) 財政運営の調査に関する事。
- (5) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に関する事。(広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年広島県条例第54号）第5条第1項の規定により設置された病院事業局及び広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和45年広島県条例第21号）第4条の2第1項の規定により設置された企業局の所掌に属するものを除く。)
- (6) 資金の運用及び調達に関する総合調整に関する事。
- (7) 広島県公安委員会との連絡に関する事。
- (8) 広島県警察本部との連絡に関する事。
- (9) 広島県監査委員との連絡に関する事。
- (10) 県が出資等をしている法人に対する調査及び指導監督の総合調整に関する事。

【財産管理課】

- (1) 公有財産に関する事務の総括に関する事。
- (2) 普通財産（次号に掲げる財産を除く。）の取得、管理及び処分に関する事。
- (3) 道路又は河川の公用廃止による廃道敷地又は廃川敷地等で県有財産に属するものの管理及び処分に関する事。
- (4) 庁舎及び公舎の建設計画に関する事。
- (5) 県庁舎の部屋割及び維持管理（庁内の取締りを除く。）に関する事。
- (6) 公舎の管理に関する事。
- (7) 公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導に関する事。
- (8) 職務発明に関する事務の総括に関する事。
- (9) 電力調達の契約に係る事務の集中処理に関する事。

【税 務 課】

- (1) 県税に関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収することとされる国税及び市町税（以下「県税等」という。）並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関する事。
- (3) 県への譲与税に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合の育成指導に関する事。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に関する事。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町交付金に関する事。
- (7) 県税等の賦課徴収に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てに関する事。
- (8) 税務電算システムの運用管理に関する事。
- (9) 証紙代金収納計器に関する事。
- (10) 市町その他の地方公共団体の税政運営に対する協力及び助言に関する事
- (11) 県と市町との間の税政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関する事。
- (12) 市町の地方交付税（基準財政収入額に限る。）の算定等に関する事。
- (13) 固定資産税に係る固定資産の評価及び配分に関する事。
- (14) 債権管理に係る指導に関する事。
- (15) 県税事務所に関する事。
- (16) 広島県固定資産評価審議会に関する事。

【経営企画チーム】

- (1) 重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整並びに重要施策の推進に関する事。
- (2) 行政組織に関する事。
- (3) 広島県議会に関する事。(財政課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 広島県経営戦略会議及び広島県経済財政会議の運営に関する事。
- (5) 地方分権改革の推進に関する事。
- (6) 知事会議及び地方行政連絡会議に関する事。

- (7) 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）に関する事。
- (8) 広島県総合計画審議会に関する事。

【ブランド・コミュニケーション戦略チーム】

- (1) 県政コミュニケーションの総括及び総合調整に関する事。
- (2) ブランド戦略及びコミュニケーション戦略に関する事。
- (3) ひろしまブランドに関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。
- (4) 県政知事懇談に関する事。
- (5) 報道機関との連絡に関する事。

【統計課】

- (1) 統計事務の総合調整並びに指導及び助言に関する事。
- (2) 統計調査及び統計分析に関する事。
- (3) 統計資料の編さんに関する事。
- (4) 統計思想の普及に関する事。

【研究開発課】

- (1) 広島県立総合技術研究所に関する事。

会計管理部

【会計総務課】

- (1) 会計管理部の庶務及び経理に関すること。
- (2) 会計管理部内の連絡調整に関すること。
- (3) 県費に属する現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (4) 現金、公有財産、債権及び基金（物品を除く。）の記録管理に関すること。
- (5) 県費の決算に関すること。
- (6) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- (7) 財務会計システムに関すること。（総務局デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。）

【審査指導課】

- (1) 会計事務の指導、監督及び企画調整に関すること。（会計総務課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 会計（物品を含む。）検査に関すること。
- (3) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。
- (4) 会計及び物品に関する事務の調整に関すること。
- (5) 支出命令及び合議書の審査に関すること。（総務事務課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 国の会計機関として行う債権の管理、歳入の徴収及び支出の決定に関すること。

【総務事務課】

- (1) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関すること。
- (2) 物品に関する事務の指導、監督及び企画調整に関すること。
- (3) 契約事務の企画立案及び指導に関すること。（建設工事に係るものを除く。）
- (4) 物品の調達に関すること。
- (5) 委託及び役務業務契約に係る電子入札の執行に関すること。（建設工事に係るものを除く。）
- (6) 不用品の処分に関すること。
- (7) 用品及び共用備品に関すること。
- (8) 総務事務の集中処理に関すること。
- (9) 支出命令及び合議書の審査に関すること。（総務事務の集中処理に係るものに限る。）

人事委員会事務局

【合同総務課】

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 事務局の庶務に関すること。
- (4) 事務局の組織に関すること。
- (5) 事務局職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (6) 公印の管守に関すること。
- (7) 文書等の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (8) 予算及び会計に関すること。
- (9) 財産及び物品の管理に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 事務局事務の総合調整に関すること。
- (12) 服務に関すること。
- (13) その他公務員課の所掌に属しないこと。

【公務員課】

- (1) 競争試験、選考その他任用に関すること。
- (2) 研修及び人事評価制度に関すること。
- (3) 退職管理に関すること。
- (4) 給与に関すること。
- (5) 旅費その他の勤務条件（勤務時間及び休暇に関するものを除く。）に関すること。
- (6) 給与の支払の監理に関すること。
- (7) 人事統計に関すること。
- (8) 人事記録の管理に関すること。
- (9) 委託を受けた市町職員の競争試験の実施に関すること。
- (10) 勤務時間及び休暇に関すること。
- (11) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (12) 不利益処分の審査請求の審査に関すること。
- (13) 職員の苦情の処理に関すること。
- (14) 職員団体に関すること。
- (15) 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- (16) 公務災害補償の異議の申立ての審査に関すること。
- (17) 委託を受けた公平委員会の事務の処理に関すること。
- (18) 厚生福利制度に関すること。

監査委員事務局

- (1) 定例監査の執行に関すること。
- (2) 随時監査の執行に関すること。
- (3) 財政的援助団体等の監査の執行に関すること。
- (4) 行政監査の執行に関すること。
- (5) 直接請求による監査の執行に関すること。
- (6) 議会の請求による監査の執行に関すること。
- (7) 知事の要求による監査の執行に関すること。
- (8) 決算審査に関すること。
- (9) 基金運用状況の審査に関すること。
- (10) 健全化判断比率等の審査に関すること。
- (11) 内部統制評価報告書の審査に関すること。
- (12) 例月出納検査に関すること。
- (13) 指定金融機関等の監査の執行に関すること。
- (14) 住民監査請求に関すること。
- (15) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関すること。
- (16) 外部監査に関すること。